

町の区域を変更する件

令和元年（2019年）9月17日提出

札幌市長 秋元克広

中央区北3条東6丁目等及び東区北4条東10丁目等のそれぞれの一部区域については地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による告示で定める日から、札幌市清田通沿道土地区画整理事業施行区域の一部区域については当該土地区画整理事業施行区域の換地処分の公告のあった日の翌日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

1 中央区北3条東6丁目等の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
北3条東5丁目	北3条東5丁目の全部及び 北3条東6丁目の一部
北3条東10丁目	北3条東10丁目の全部及び 北3条東11丁目の一部
北3条東11丁目	北3条東11丁目及び北3条 東12丁目のそれぞれの一部
北4条東6丁目	北4条東5丁目及び北4条 東6丁目のそれぞれの一部
北4条東7丁目	北4条東7丁目の全部及び 北4条東6丁目の一部

2 東区北4条東10丁目等の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
北5条東10丁目	北5条東10丁目の全部並びに 北4条東10丁目、北4条 東11丁目及び北5条 東11丁目のそれぞれの一部

北 5 条 東 1 1 丁 目	北 4 条 東 1 1 丁 目 及 び 北 5 条 東 1 1 丁 目 の そ れ ぞ れ の 一 部
-----------------	---

3 札幌市清田通沿道土地区画整理事業施行区域の一部区域に関するもの

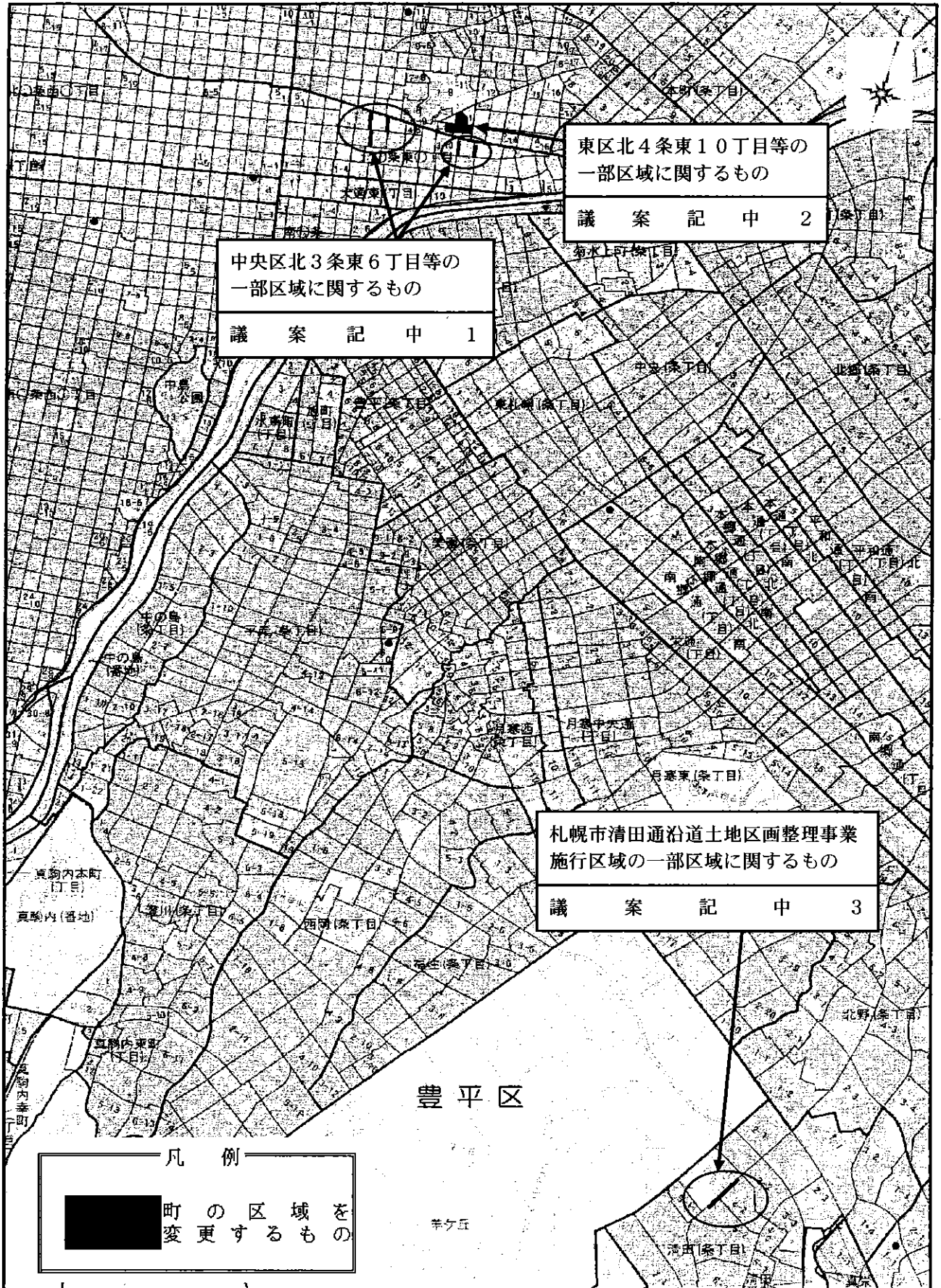
変 更 後 の 町 の 区 域	変 更 前 の 町 の 区 域
清 田 4 条 2 丁 目	清 田 4 条 2 丁 目 の 全 部 及 び 清 田 4 条 1 丁 目 の 一 部
清 田 5 条 2 丁 目	清 田 5 条 2 丁 目 の 全 部 及 び 清 田 4 条 1 丁 目 の 一 部

(理 由)

中央区北 3 条 東 6 丁 目 の 一 部 区 域 等 に つ い て、町 の 区 域 を 変 更 す る た め、本 案 を 提 出 す る。

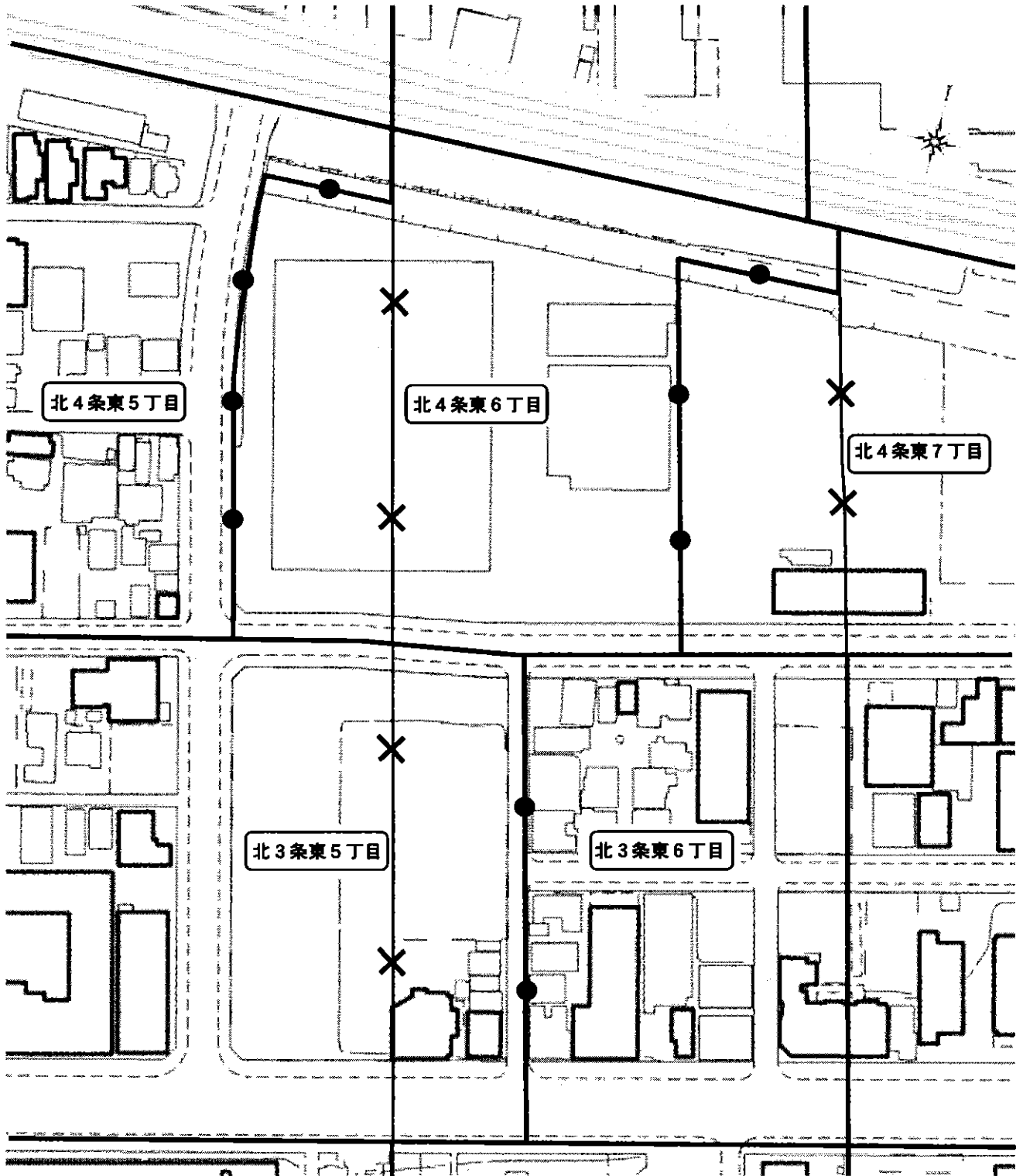
〈別図〉

位 置 図



町の区域の変更図

議案記中 1



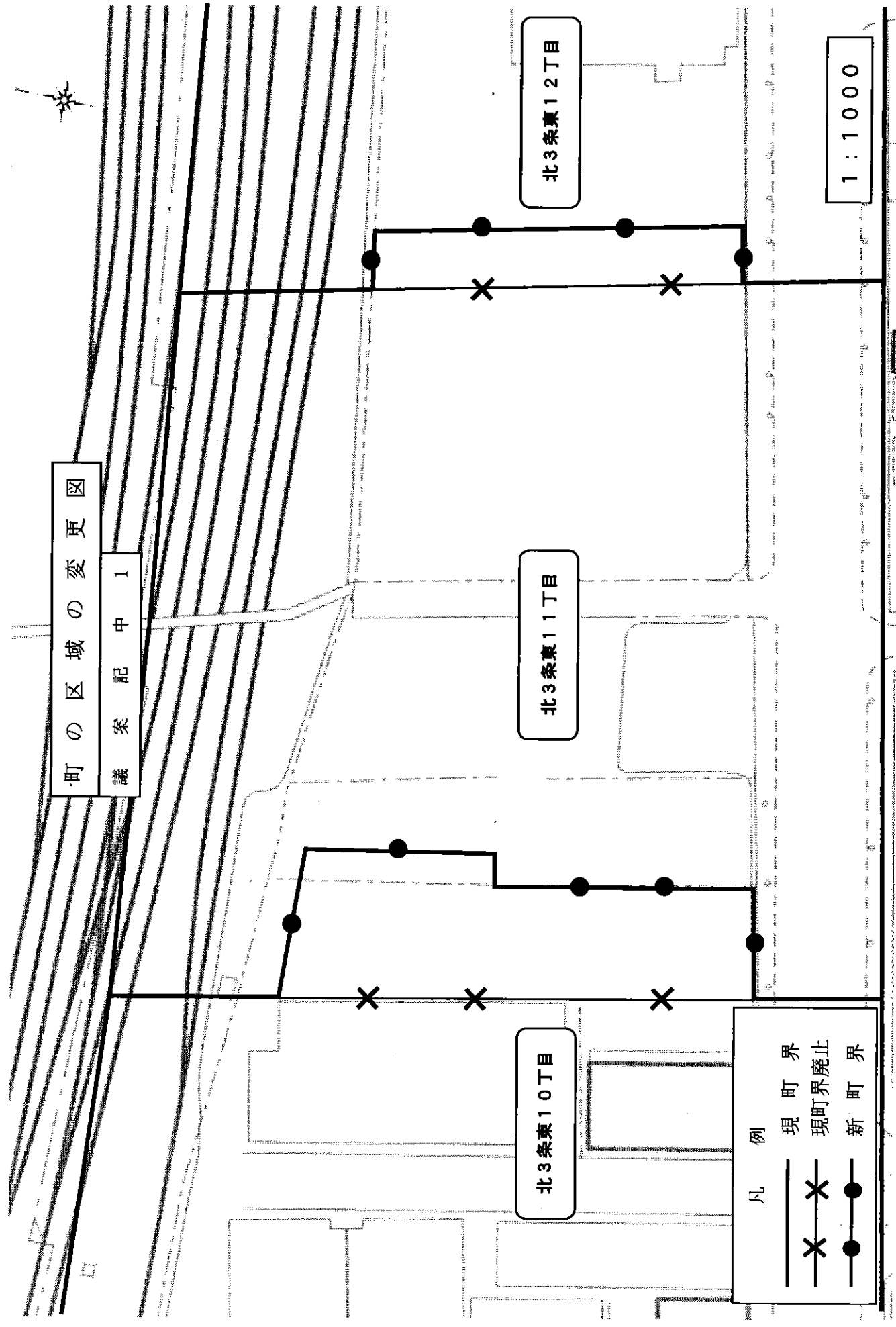
1:1800

凡例

- 現町界
- X X — 現町界廃止
- ● ● — 新町界

町の区域の変更図

議案記中 1



北3条東10丁目

北3条東11丁目

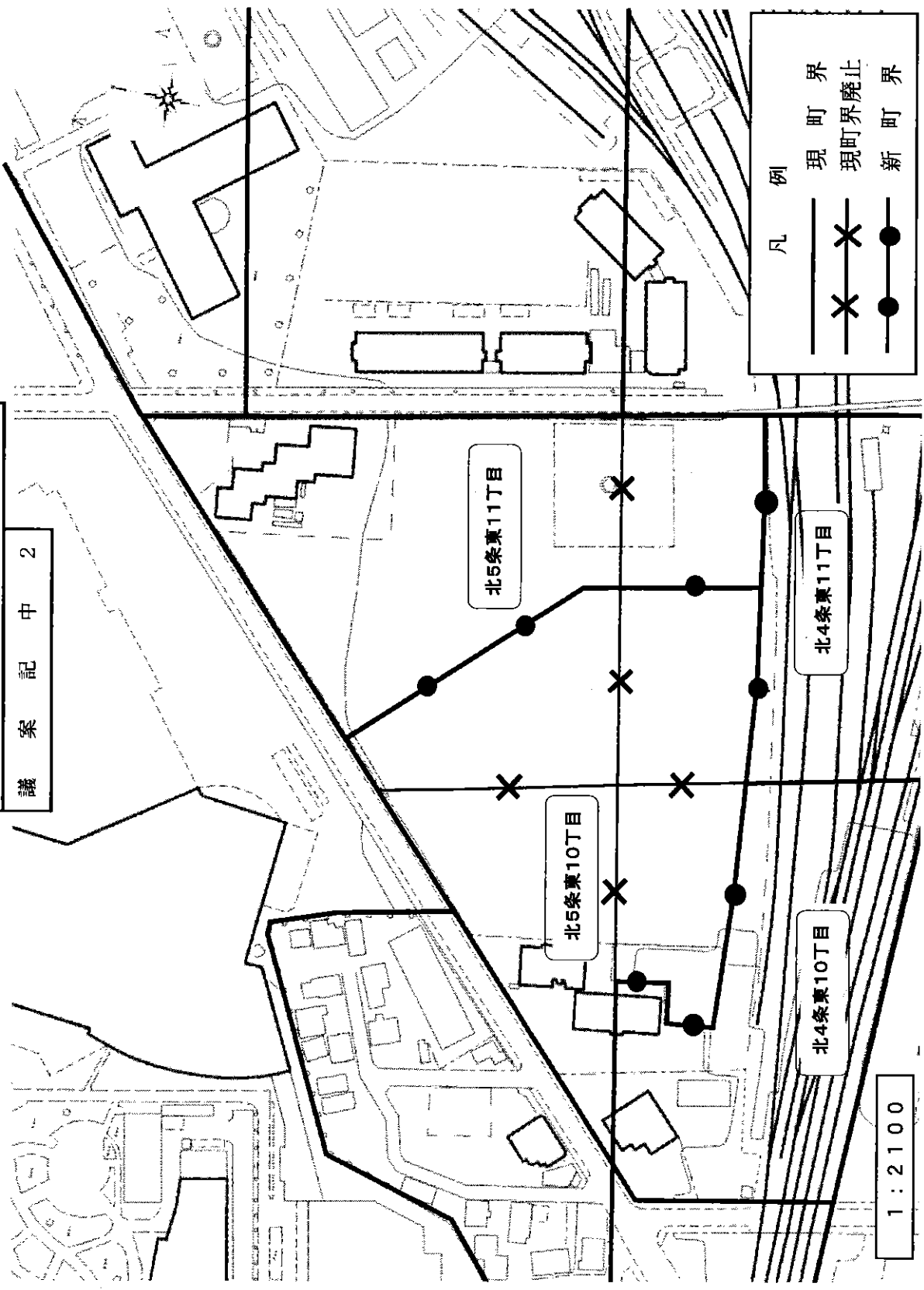
北3条東12丁目

- 凡 例
- 現町界
 - X— 現町界廃止
 - 新町界

1:1000

町の区域の変更図

議案記中 2

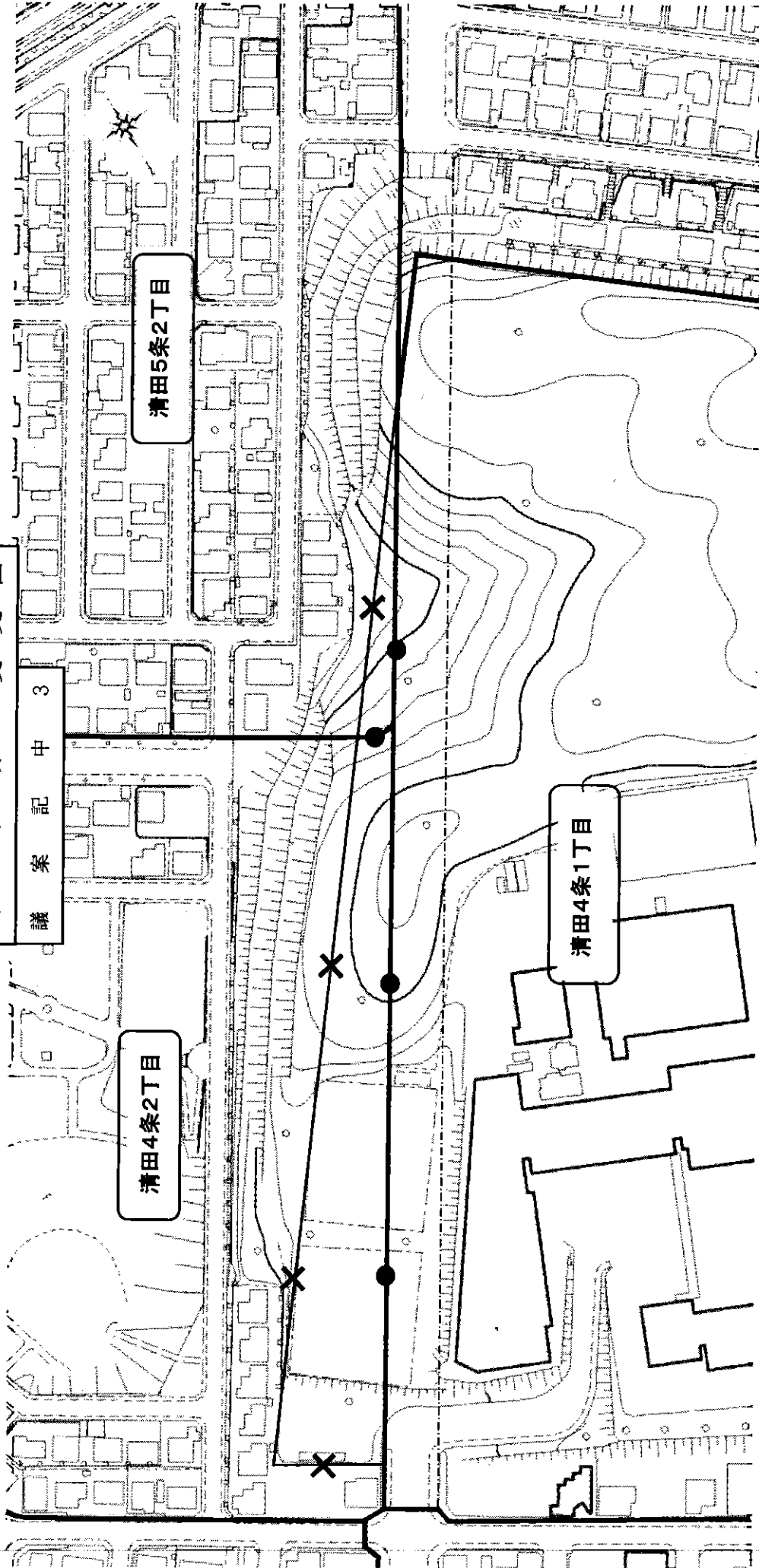


凡例	
—	現町界
—X—	現町界廃止
—●—	新町界

1:2100

町の区域の変更図

議案記中 3



1:2000

凡例	界
—	現町界
-X-	現町界廃止
-●-	新町界